

【令和２年第２回臨時会 文教委員会委員長報告資料】

令和２年４月２３日 文教委員長 木庭 理香子

○「議案第７２号 控訴の提起についての市長の専決処分の承認について」

《主な質疑・答弁等》

- * いじめの問題など、本件に関する学年が人間関係等において困難な状況下にあることを学校が認識した時期について

当該学年が６年生になってから認識したものである。

- * 困難な状況下にある学年と認識した６学年時の担任教諭等の配置の考え方について

当該学級には比較的若い教員が配置されたが、年齢が近い教員の方が子どもたちにとって心強く感じられることもあることなど、必ずしもベテラン教員が多く配置されることが望ましいものとは考えていない。当該学年については、学校内の人事を行う学校長が、これまでの勤務状況や子どもたちとの関わり合いを見て、若手、中堅、ベテラン教員をバランスよく配置したものと認識している。

- * 原告児童が作成したノートに関する学校内での取扱い及びそれを踏まえた原告児童への指導等の内容について

平成２８年１０月２０日の放課後に、担任教諭は原告児童が学級児童の発言等を記録したノートについて学年主任に相談し、その後、学校長へも報告をしたと聞いている。

自分の思いをノートに記録することは個人の自由であり、記録した行為自体は問題がないと認識しているが、原告児童は、ノートに書いた内容を保護者や学年主任に見せ、怒ってもらおうという趣旨を複数の児童に話しており、そのことは、原告児童に対する学級児童からの不信感を招き、原告児童の立場を悪くさせる可能性があることを担任教諭は心配していた。このような状況から、担任教諭は、ノートの存在により不安になっている学級児童がいたことを把握していたため、原告児童と学級児童の双方がお互いに気持ちを受け止め、理解し合い、人間関係を修復させることを目的として、１０月２１日の指導に当たったものと認識している。

- * ノートの記録に関し、内心の自由や表現の自由等の大切さの指導につなげる考えについて

子どもたちが、自分が思っていることをノートに記録すること自体は自由であるが、本件については、そのことを周りの児童に言うことで、周りの児童が動揺してしまうことから、原告児童との関係を修復させることを目的として、指導を行ったものと考えている。

- * 原告児童を学級から引き離す対応を取らなかった理由について

１０月２１日においては、担任一人での判断を求められる状況になっていたため、これまでの児童を取り巻く学級の状況等を踏まえ、担任教諭としての立場から総合的に判断し、指導を行ったものである。

- * 組織的な対応を取らなかった理由について

担任教諭が学級指導を行っている時間に、原告保護者が学校を訪問して、まず学年主任と面談を行った。その後、原告保護者と学年主任は校長とも面談を行ったことから、学年主任と校長は当該学級への支援に行けなかったものである。学校現場において、計画的に指導を進める場合はあらかじめ組織的な対応が取れることはあるが、学級担任は常に指導の中で臨機応変な対応が求められるものであり、本件についてもそのような状況下であったため、担任教諭一人による即時的な対応を行わざるを得なかった。

*** 担任教諭の行為が原告児童の人格権を侵害するものとして国家賠償法上違法と裁判所が判断した内容及びそれに対する見解について**

判決は、仮に原告児童が学級児童に対し謝るべき点があったとしても、学級が落ち着いた状況下等において行われるべきものであり、学級が騒然として原告児童が責め立てられている状況下で行われたことについては、裁量権の逸脱があったのではないか、という趣旨の判断であると思われるが、この点については本市の認識と異なるため、今後、裁判の中で主張する必要があると認識している。

ただし、判決の内容については真摯に受け止めたいと考えている。

*** 学校現場における課題についての見解について**

学校現場の指導については、案件によって様々なことが考えられるが、どのような状況であっても、反省すべき点は反省し、また、正しいものは正しいものと認識して指導をしていく必要があるものと考えている。

*** 本件に関する指導の在り方への見解について**

結果的に裁判となってしまったことから、裁判に至るまでの段階において反省すべき点はあるため、真摯に受け止めたいと考えている。

*** 原告児童が謝罪した際の状況に関する認識について**

担任教諭は、原告児童の気持ちを確認しながら対応を進めてきたものであり、謝罪の際も、学級を静かにさせる対応を取ったと聞いているため、この点については判決と齟齬があるものと認識している。

*** 平成28年10月21日の担任教諭の対応に関する課題認識について**

本件に限らず、どのような指導であってもその内容については考えていかなければならないが、裁判において法的な状態を問われている本件については、裁量権の逸脱はしていないという認識である。

*** 判決において裁量権の逸脱とされた内容について**

原告児童に謝罪する意思がないにもかかわらず、謝罪を強要させた点だと捉えているが、そのような対応ではなかったと聞いており、事実とは異なるものであると認識している。

*** 原告児童の謝罪時における担任教諭の対応への見解について**

担任教諭は原告児童の気持ちに寄り添い、「どうしなさい」ではなく、「どうする?」と、気持ちを確認しながら進めていったと聞いているため、強要させたとすることは、事実と異なるものであると考えている。

*** 「トイレ休憩前の謝罪時には、原告児童がなかなか発言できず、他の児童から「早くしろ、聞こえない」などの声が上がり、騒然とした雰囲気の中、原告児童が泣**

き出す状況になり」とされた謝罪時の学級状況について

当該部分については、原告保護者が主張する内容も含まれている。本市としては、好ましくない発言をする学級児童もいたものの、担任教諭はその都度、学級児童に対し、「静かにしなさい」や、原告児童が発言した後は、「せっかく気持ち传达了んだから、そんなこと言うべきではない」というような指導を繰り返し行っていたものと認識している。

* 謝罪を強要したとする原告側の主張等に対する本市の見解について

担任教諭が謝罪を促したわけではなく、原告児童が作成したノートについて担任教諭と原告児童が話し合う中で、原告児童自らが、その件により学級児童を不安にさせたかもしれないこと等から反省し、原告児童が自ら謝ったほうがよいと思うと述べたため、その言葉を受けて担任教諭は次の日の指導につなげたものである。謝罪の際も、担任教諭は騒然となった状況を落ち着かせるためにトイレ休憩を取ったものであり、休憩後も引き続き原告児童の意向を確認しながら、原告児童の意思で謝罪を行ったものと認識している。

したがって、10月21日の状況において担任教諭の対応に裁量権の逸脱はなく、指導の範囲内のものであると認識している。

* 原告児童と学級児童とを切り離した指導の必要性に対する見解について

指導の方法について改善の余地があったかもしれないが、原告児童と担任教諭が寄り添って話し合っている中で、原告児童に課題があったために、原告児童が責められているとの認識を学級児童が持つことはなかったと認識している。

本件においては、当事者双方の話を聞き、事実関係を明らかにして進めていく必要があったが、当該事案の後、原告保護者の意向もあり、学校側が原告児童にその時の状況や、不登校となった後の登校の意思などを聞くことができなくなってしまったことに加え、その後、原告側から当該事案については、「いじめ」という捉え方の主張がなされ、学校側としても謝罪を重ね、人間関係の改善を図り、原告児童が再び登校できるよう対応した。

その後、原告児童は放課後の学習指導として学校にも通い、また、修学旅行や卒業式にも参加することができ、小学校卒業後には中学校生活も問題なく過ごしたと聞いている。

このように、時間は掛かったかもしれないが、指導してきたことで、最終的には児童らの人間関係が改善され、成長のきっかけとなったものと考えている。

* 被告側の保護者が原告側に謝罪した際の学校及び教育委員会の対応について

本件については、教育委員会としても学校及び被告側の保護者と連絡を取りながら対応を進め、保護者や子どもたちが原告側に謝罪する場には区の教育担当も同席して対応した。

* 平成29年3月3日における双方の保護者の話合いの場における学校及び教育委員会の立合いの有無について

その日のみ、原告保護者の要望により、学校及び教育委員会は立ち会わず、保護者のみで話合いが行われた。

* 3月3日の話合いにおいて被告側の保護者が謝罪した理由について

その日は卒業式も近く、学校、関与した児童及びその保護者も、原告児童が卒業式に参加できるように、又は卒業までの間、登校できるようにと思い、謝罪という対応をしたものと考えている。謝罪に当たっては、必ずしも原告側の主張を全て認めて謝罪をするに至ったものではなく、事実確認をした上で、本人の自覚はないものの、結果的に原告児童に嫌な思いをさせたことなどについて、謝罪をしたものと聞いている。

*** 本事案に対する担任教諭及び校長等管理職の見解について**

原告児童の登校につなげるため、学校長は原告側に謝罪という対応を取り、被告側の保護者にも同様の対応を願った。教育委員会としても、原告児童が登校できない状況を重く捉えていたことから、登校再開を第一に考え、学校と共通認識を持って対応してきた。

*** 本件のいじめに関する報告書の作成の有無について**

いじめに関する報告書については、川崎市いじめ防止基本方針に定められている「重大事態」につながる場合に作成されるものであるため、本件については作成されていない。

*** 本件の「重大事態」への該当の有無について**

本件については当時、いじめの重大事態に該当する案件とは捉えていなかった。

*** 現在の状況下における「重大事態」への該当の有無について**

現在の状況下においても、本件を「いじめ」として捉えていないため、「重大事態」に該当するとは考えていない。

*** 教育委員会として本件を「いじめ」の案件として捉えない理由について**

「重大事態」と捉えるに当たっては、不登校の欠席日数が30日以上という要件がある。本件については、裁判の中でも認定されたが、原告保護者の意向によって登校がなされなかったことから、いわゆる不登校とは捉えていないため、「重大事態」に当たらないという認識の下、いじめに関する報告書の作成をしていないものである。

*** 原告保護者の意向によって登校がなされないと判断できる理由について**

「学校には行かせない」とする原告保護者の発言や、楽しそうにする原告児童の様子を踏まえると、登校できるものではないかと思われる。また、判決の中でも、原告保護者の意向が一定程度認められていると認識しているところである。

*** いじめに関する報告書の在り方の見直しの考えについて**

いじめに関する報告書を含めて、いじめに関する報告の在り方など、いじめに対する初期対応は重要であると認識しているため、マニュアルに反映させながら見直しについて取り組んでいきたいと考えている。

*** トラブルが起きた学校に対して指導力のある人材を機動的に配置することへの考えについて**

各区の教育担当に、小中学校の校長のOBで指導力のある学校運営嘱託員を配置することや、学校のニーズに応じた、経験豊かな教員のOBによるサポート等を行っているが、引き続き、人材や質の確保を含め、学校の指導力の向上等に努めていくことを考えている。

*** 担任教諭の経歴等について**

平成25年3月に大学を卒業し、1年間の臨時的任用職員の期間を経た女性教員である。正規職員になった後、1年目は1年生、2年目は5年生、3年目は6年生の担任となった。

*** 現時点における教育委員会に関係する裁判数及びその内容について**

現時点において、本件を含め5件の裁判が継続している。本件以外は、教育委員会会議における録音データに関する裁判、特別支援学校への就学を指定した件に関する裁判及び、住民訴訟に関し、住民監査結果に請求人の請求要旨を入れなかったことに対する裁判が2件である。

*** 過去の裁判の判決結果の傾向について**

原告の請求が認められた判決、原告の請求が認められなかった判決に加え、裁判の中で和解を勧告されたことから和解に応じた案件などもあり、特定の傾向に偏らず、様々な判決等が出ている状況である。

*** 学校内での情報共有のために開催された本件に関する会議の開催数について**

本件に関する正確な会議の開催数は把握していない。学校運営においては学年や学校全体で共有しなければならない問題が多々あり、概ね週1回の学年会や月1回の職員会議等の中で、案件に応じて適切に情報共有を行っている。

《意見》

* 原告児童の内心の秘密や思いは守られるべきである。また、本件は原告児童と学級児童とを引き離して対応すべきことが求められた案件であるが、同じ場において対応したことから、学級児童の前で謝罪を求める結果となったものとする。担任教諭が個々の状況下において適切な指導を行えないことはあり得るが、児童の権利を守ることや、担任教諭を適切にサポートしていく組織的な対応があれば防げた可能性があったため、今回の件についての課題をしっかりと受け止め、今後に向けて改善をしてほしい。

* 川崎市いじめ防止基本方針においては、重大事態に該当する件についていじめに関する報告書の作成がなされ、それに対する支援を行っていく運用となっているが、最悪の状況を想定し、広く対応していく必要があると感じている。また、小学校には保護者より年齢が若い教員も多く、現場での対応に苦慮することなどが懸念されるため、学校長経験者のOBなど指導力のある人材の確保について、今まで以上に取組を進めてほしい。

* 担任教諭や本件に関係する教育委員会の関係者が、判決に出てくるような原告の人格権を頭から否定するような指導をしたとは思っていないが、指導の在り方に課題があったことについては、しっかりと受け止めてほしい。

* 若い教員の教育に対する熱意が失われることがないように、相談し合える風通しの良い職場環境を構築することに加え、教育プランをしっかりと運用し、教員のサポートに取り組んでほしい。

* スクールロイヤーなど第三者として法律の知見を持った方の活用を含め、児童の学校生活を正常化させることを第一の目的として、環境の整備に適切に取り組んでほしい。

- * 原告児童が謝罪した件については、その時間や場所、方法等が関係する児童、保護者等に十分に配慮がなされた上での対応であったか否かを含め、しっかり反省してほしい。本件については承認しかねる部分もあるが、双方の主張は裁判において判断されるべきものであるため、控訴の承認を求める本議案には賛成の立場である。
- * 学校運営上の在り方に改善すべき点があったと思うが、日々状況が変化する教育現場においては情報の共有が重要であるため、その実現に向けた環境構築に取り組んでほしい。本件における第一審の判決内容と教育委員会が認識している情報の差異については、裁判を通じて明らかにしていく必要があるため、控訴の承認を求める本議案には賛成の立場である。
- * 現在、特別な支援・指導が必要な児童が多くいることや、場合によっては問題のある保護者への対応等が必要になるため、学校現場や教員を取り巻く状況が困難となっていることは理解しているところである。本件について、裁判で争わなければならないこととは不幸であり、教育委員会としても課題として反省すべき点は反省し、いじめへの対応の在り方や人材配置の在り方について内部でしっかりと議論をしてほしい。一方で、裁判の場においては、教育委員会としての主張をせざるを得ないため、控訴の承認を求める本議案には賛成の立場である。
- * 組織としての対応という点に課題があったと思われるが、本件は司法の場で判断されるものであるため、控訴の承認を求める本議案には賛成の立場である。
- * 原告児童に謝罪をさせた対応は、教育の在り方及び児童の権利の観点からも問題があったものと考えている。また、裁判所が指摘するとおり、仮に謝罪をさせるにしても、原告児童が十分に納得し、教室も落ち着いた状況で行われるべきであった。さらに、本件は経験の少ない若手の担任教諭だけでなく、学校と教育委員会が組織として支援し、丁寧に対応していれば防げた可能性があったことから、本市は原告児童の思いを受け止めて、謝罪させた誤りを認めるべきであり、控訴をすべきではないと考えるため、本議案には賛成できない。
- * 本件について、担任教諭一人ではなく複数で対応していれば、担任教諭の負担も軽減され、原告児童が登校できなくなるような状況にはならなかった可能性があると考えている。学校側に丁寧な対応が求められている中での初期対応に問題があったと考えているため、本議案には賛成できない。

《 審査結果 》

賛成多数承認